

障がいのあるお客さまへの割引について

下記に該当するお客さまにつきましては、運賃割引を適用いたします。

- ・身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている方が、その身体障害者手帳（スマートフォン向け障害者手帳アプリ）をご呈示された場合
- ・療育手帳制度要綱の規定により、知的障害者の療育手帳の交付を受けている方が、その療育手帳をご呈示された場合
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方が、その精神障害者福祉手帳をご呈示された場合
- ・児童福祉法第12条の4及び第41条～第44条の規定する諸施設により養護等を受けている方が、その保護施設の長の発行する所定の運賃割引証をご呈示された場合
- ・当社において、介護または付添いの必要を認めた場合に限り、同伴する介護人、付添人についても、割引運賃を適用します。

※割引については、下の表をご覧ください。

ご利用券種	内容	割引率
お金(現金) 回数乗車券	ご本人が乳児の場合	・ご本人は無料 ・介護者の方は5割引
	ご本人が幼児の場合	・ご本人のみご乗車の場合、小児運賃の半額 ・介護者の方は5割引。介護者(保護者)同乗の場合、本人を含む幼児2名まで無料
	上記以外の場合	・ご本人、介護者の方は共に5割引
定期乗車券	ご本人が乳児の場合	・ご本人は無料 ・介護者の方は通常定期券料金の3割引
	ご本人が幼児の場合	・ご本人は通常定期券料金の5割引 ・介護者の方は通常定期券料金の3割引
	ご本人が小児の場合	・ご本人は通常定期券料金の5割引 ・介護者の方は通常定期券料金の3割引
	ご本人が大人の場合	・ご本人、介護者の方は共に通常定期券料金より3割引
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児は0歳児、幼児は1～6歳児（幼稚園児まで）、小児は7～12歳児（小学生まで）、大人は13歳以上（中学生以上）の方を対象とします。 ・お金(現金)・回数乗車券でお支払いの場合、10円未満の運賃は10円単位に切り上げた額となります。 ・定期乗車券をご購入の場合、10円未満の運賃は10円単位に四捨五入した額となります。 	

◆表のいずれにも当てはまらない場合は、お問い合わせ願います。